

日本標準産業分類

(1949年10月制定)

(1951年4月改訂)

(1953年3月改訂)

(1954年2月改訂)

(1957年5月改訂)

— 第 1 卷 —

分類項目名，説明および内容例示

行政管理庁統計基準局

産業分類専門部会編集

1957年10月

序

戦後10年余を経過した今日、わが国の統計が年々充実しているのは喜ばしいことである。昭和25年（1950年）には国際連合が提唱した世界センサスに応じて、わが国でも大規模な各種のセンサスがおこなわれた。また昭和26年9月にはサンフランシスコで連合国との間に平和条約が結ばれ、この時期を境としてわが国の統計活動が国際的連けいをもつ度合も深くなつた。統計活動の国際的な連けいを保ちながら、わが国の統計を世界的水準にたかめることが官庁統計家の任務であると考え、このためにはいろいろの研究を必要とするが、各種の標準的な分類基準を作成することもその一つである。質的な調査事項を適当な同質のグループに細分して利用に供することは大切なことでもあり、またむずかしいことでもある。産業、職業分類に関しては第一次世界大戦前にベルション氏の研究が発表されており、また国際的な標準分類を作成することは早くから国際機関の関心をひいたところであつて、国際死因分類、国際標準産業分類、国際標準職業分類などが作成されている。

わが国では戦後統計委員会が標準産業分類の作成を提唱し、諸官庁および民間の専門家の協力をえて研究が進められ、昭和24年10月に日本標準産業分類が作成された。その後各界の要望により、統計法に基づく政令によつてこの日本標準産業分類の統一的使用を規定することになり、そのために昭和26年4月第1回の改訂をおこなつた。その後平和条約締結後の新しい事情に應ずることが必要となり、昭和28年3月には第2回の改訂を、さらに昭和29年2月には第3回の改訂として武器製造業を新設した。その後昭和30年夏以来改訂作業を続け、昭和32年5月第4回の改訂をおこなつたものがこの日本標準産業分類である。そして昭和33年1月以後におこなわれる統計調査から原則としてこの改訂分類を適用することになつている。

日本標準産業分類は成立の当初において、アメリカの産業分類から強い影響をうけていた。作成以来数回の改訂を必要としたのは、国内において社会経済の状態が変化しているという事情があつたほかに、日本の実情がアメリカなどとはかなり違つているところがあつたからである。しかし過去4回の改訂を経た今日でも、日本標準産業分類の特色は基本的には変化していない。改訂はいつの場合でも必要最小限にとどまつている。標準的な分類は多少の欠点があつても長期間にわたつて引続いて使用されるべきであつて、それが統計利用の立場からは便利であると考えたからである。

昭和24年（1949年）には国際連合によつて国際標準産業分類が作成された。これをわが国の分類と比べてみると、その構成がやや簡単にできており、分類項目の編成が多少違つているところもある。しかし基本的な考え方は両者共通であり、両分類は容易に比較対照できるような構成をもつている。この意味でわが国の分類は国際的な連けいをもつているといふことができる。

日本標準産業分類が作成されてから、この分類が広く公私の統計調査機関で用いられるようになった。統計の利用者にとつても、各分類項目の意味と、その中に含まれているものを知らなければ統計の利用をあやまることがある。わが国で個人または事業所の経済活動を区分する場合には、この標準産業分類によるか、またはこれと比較できるように分類項目を集約または細分したものによるかにしたいので、広くこの体系を知っていただきたいと思う。

今後とも各方面の協力によつてこれを育成し、さらに立派なものにしたいと念願する次第である。

昭和32年10月1日

行政管理庁統計基準局長

美濃部亮吉

目 次

	頁
緒 言	7
第1章 標準産業分類作成要旨	7
第1項 産業分類部会	7
第2項 行政管理庁統計基準局産業分類専門部会運営要綱	8
第3項 関係者	8
第2章 標準産業分類改訂要旨	13
第3章 分類上の一般原則	14
第1項 産業の定義	14
第2項 標準産業分類	14
第3項 事業所の定義	14
第4項 産業分類適用の単位	16
第5項 公務の範囲と単位	16
第6項 事業所の産業は主要業務により決定される	17
第7項 個人を対象とする調査への適用	18
第8項 その他	18
第4章 本分類に採用した10進分類法	18
第5章 標準産業分類の各項目名と説明および内容例示	19
第6章 産業分類に関する政令およびその解説	19
第1項 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令	19
第2項 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令の第2条（産業分類関係） および第4条（特例）の解説	20
第3項 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令に基いて告示した産業分類	22
第7章 第4回改訂（昭和32年5月1日）の説明	23
第1項 新旧項目比較表（説明および内容例示の変更を除く）	23
第2項 主要な改訂点	104
第1部 製 造 業	115
大分類F—製造業	117
第2部 非 製 造 業	267
大分類A—農業	271

	頁
大分類B—林業，狩猟業	278
大分類C—漁業，水産養殖業	282
大分類D—鉱業	288
大分類E—建設業	309
大分類G—卸売業，小売業	324
大分類H—金融，保険業	359
大分類I—不動産業	379
大分類J—運輸通信業	383
大分類K—電気，ガス，水道業	405
大分類L—サービス業	409
大分類M—公務	458
大分類N—分類不能の産業	469